

赴任することとなり、大変うれしく思っています。

那覇空港から新石垣空港へ飛行機で移動して最初に感じたことは、気温が那覇よりも高いことでした。八重山署管内では、令和3年に熱中症による死亡災害が2件発生しておりますので、八重山支部役員並びに会員の皆さまにおかれましては、令和5年「STOP! 热中症クールワークキャンペーン」の5月からのキャンペーン期間において、暑さ指数を把握して評価していただき、測定した暑さ指数に応じた対策の徹底をお願いいたします。それから、八重山署管内の令和4年の死傷災害の発生状況をみると、全産業で109件（速報）と前年の82件より27件増加しています。労働災害を防止するためには、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、リスクアセスメントを実施することで職場のリスクを低減させる活動が必要になりますので、引き続き取り組みへのご協力をお願いいたします。

最後になりますが、貴協会並びに会員の皆さまの益々のご発展とご健勝を祈念申し上げて、着任のご挨拶とさせていただきます。



令和5年度年度更新の手続を行う事業主の皆様へ

## 令和4年度確定保険料の算定方法は 例年と異なります。ご注意ください。

**令和4年度確定保険料は、保険料算定基礎額と保険料額を労災保険分と雇用保険分ごとに、前期（令和4年4月1日～同年9月30日）と後期（令和4年10月1日～令和5年3月31日）に分けて算出します。**

※ これに伴い、年度更新申告書と確定保険料一般拠出金算定基礎賃金集計表の様式を変更しています。（裏面参照）

令和4年度確定保険料は、次の手順で算定してください。

### ステップ1

- 「確定保険料一般拠出金算定基礎賃金集計表」に賃金の総額を記入し、前期・後期別に集計します。

### ステップ2

- 「確定保険料一般拠出金算定基礎賃金集計表」の下段に新規に設けた「令和4年度確定保険料算定内訳」欄を使用し、保険料算定基礎額と保険料額を前期・後期別に算出します。

### ステップ3

- ステップ2で算出した保険料算定基礎額と保険料額を、年度更新申告書の下段に新規に設けた「②期間別確定保険料算定内訳」欄及び申告書中段の「確定保険料算定内訳」欄に各々転記します。

**詳しくは、同封の「申告書の書き方」パンフレット及び厚生労働省ホームページをご覧ください。**

「年度更新」と検索、又は右のQRコードからアクセスできます。

(継続事業用)

厚生労働省

## 令和5年度雇用保険料率のご案内

◆ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。）。

・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

### ＜令和5年度の雇用保険料率＞

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	(1) 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率の分)		事業主負担 失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	(1)+(2) 雇用保険料率
		一般の事業	農林水産・清酒製造の事業			
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般的の事業の率が適用されます。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク LL050202保01

### ○確定保険料一般拠出金算定基礎賃金集計表

### ○年度更新申告書